

回 答 書

質問事項
【上水道について】 ①鹿田公園管理棟付近に設置されている貯水タンクから敷地内専用水道により供給される上水道についてですが、江田島市が簡易水道事業者となって、水道供給と水道料金の個別契約を利用者と結ぶことになるのでしょうか。 ②貯水タンクと専用水道の図面で寸法や材質などの仕様を拝見させていただくことは可能でしょうか。 ③貯水タンクと専用水道のこれまでの管理状況について教えていただけますか。 ④専用水道らしきパイプが現状では地上に露出していますが、今後、埋設の予定はありますか。 ⑤貯水タンクへのアプローチが容易であり、水道水の安全管理が心配ですが、柵で囲って人を近寄せない、梯子を撤去する、マンホールに施錠するなどの安全・安心の対策は難しいのでしょうか。 【敷地境界について】 ①建築確認申請では、市の敷地も含めて申請を可能とするとのことですが、実際に売却する境界を平面図、断面図及び現地で確認させていただきたいのですが、可能でしょうか。 ②床面積に算入されている建築物の一部が売却敷地からはみ出しているように思いますが、この場合の行政手続き（使用許可、占用許可）や固定資産税の床面積算定などについて、関係法令・規則や計算式など詳しく教えていただきたい。
回答
【上水道について】 ①貯水タンク及び売却する敷地までの配管は従前どおり市の管理とし、上下水道の使用料の比に応じて使用者に請求するものとします。 ②可能です。 ③貯水タンクは令和7年3月に清掃を行っています。また、専用水道についても、令和7年3月に水道管を敷設し直しています。 ④埋設の予定はありません。 ⑤マンホールは施錠しています。また、貯水タンクは周りを木々で覆っており、安全対策を行っています。 【敷地境界について】 ①図面等及び現地での確認は可能です。 ②物件説明書3ページに記載のとおり、事業者の責任において、関係部局等へ具体的な利用計画に関する法令制限の有無・内容等について十分確認を行ってください。